

社会福祉法人東北福祉会 行動計画

策定日：令和4（2022）年12月12日

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を変更する。

1 計画期間 令和2年9月1日から令和6年3月31日までの3年半

2 内容

目標1 配偶者出産休暇及び男性職員の育児参加のための特別休暇の新設

〈対策〉

- ① 令和4年12月～ 対象となる男性職員の状況を調査する。
- ② 令和4年12月～ 配偶者出産休暇及び男性職員の育児参加のための特別休暇の新設。
- ③ 令和5年 1月～ 新設された休暇を周知する。

目標2 男性職員から育児休業の申し出が円滑に行われるための下記の措置を講ずる。

- ① 育児休業に関する研修の実施(管理職以上必須)
- ② 育児休業に関する相談体制の整備
- ③ 法人内の男性職員の育児休業取得事例の収集・提供

〈対策〉

- ① 令和5年 1月～ 育児休業に関する相談体制を整備する。
- ② 令和5年 4月～ 育児休業に関する研修を実施する。(最低年1回実施)
- ③ 令和5年 4月～ 男性職員の育児休業取得事例を収集し職員に提供する。

目標3 年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

- ① 夏季等(6月～10月)における計画表を用いた年次有給休暇の計画的取得促進

〈対策〉

- ① 令和5年 6月～ 法人内各事業拠点毎に計画表を用いた年次有給休暇の計画的取得促進を図る。
- ② 令和5年 1月～ 育児休業に関する相談体制を整備する。